

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行

細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年広島県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園」を「認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。